平成２６年（フ）第２１号
富山市磯部町４丁目３番15―201号　アメニティ、開始決定時の住所富山市稲荷町３丁目２番18号
破産者　池田　正夫
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
富山市堀川町168番地　パークリージェント堀川106号、前住所富山市泉町１丁目３番12号
破産者　田口　徹忠
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
富山市堀川町168番地　パークリージェント堀川106号、前住所富山市泉町１丁目３番12号
破産者　田口　節子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９２号
東京都江東区有明１丁目４番11　ブリリアマーレ有明1926号、住民票上の住所東京都江東区有明１丁目４番11―1926号
破産者　出雲　純子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９９号
愛知県あま市西今宿山伏―29番地２
破産者　杉浦　麻子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４号
愛知県豊橋市牟呂町字扇田５番地の６
破産者　高木　崇史
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８２０号
兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12　エスリード宝塚1312号、開始決定時の住所大阪市淀川区木川東１丁目10番32―701号
破産者　森　　壽幸
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７６号
兵庫県篠山市小枕101―１、開始決定時大阪府摂津市別府２丁目12番７号
破産者　堤　　敏彦
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５０号
大阪市住吉区長居東１丁目25番９号
破産者　新居　浩一
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１６号
大阪市天王寺区生玉前町１番22―1003号
破産者　上村　敏章
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１１号
大阪市西淀川区大和田５丁目８番14号、前住所大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―1006号
破産者　濵田　勝広
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７８号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番11―303号
破産者　柳　　仁屋
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００３号
大阪府交野市私市山手１丁目７番19号
破産者　澤谷　　俊
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目５番地の72、開始決定時の住所大阪府枚方市長尾家具町３丁目14番地の６
破産者　長岡なおみ（旧姓坂井）
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
堺市堺区永代町５丁１番13号、前住所堺市堺区北花田口町２丁２番９―509号
破産者　北野　　悟
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
堺市西区菱木４丁2677番地７　ヴィルヌーブ102号、前住所堺市南区竹城台４丁11番４号
破産者　上田　淑雄
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
大阪府大阪狭山市山本東405番地の７、前住所堺市南区三原台４丁19番12号
破産者　ｂｌｕｅｗｉｓｈこと　徳庵　篤司
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６９号
兵庫県加古川市平岡町高畑472番地の22、従前の住所兵庫県加西市北条町北条769番地の３
破産者　酒井　　良
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部